

松阪市中川新町地域交流センター条例

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|------------|--------------|-----------------|--|------------|--------------|-----------------|
| (使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除 (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額 | | | | (使用料の免除) 第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める基準により、使用料を免除することができる。 | | | |
| 別表（第6条関係） | | | | 別表（第6条関係） | | | |
| 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 室名 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時30分から午後9時まで | 室名 | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時30分から午後9時まで |
| 多目的ホールA | 1,320円 | 1,480円 | 1,810円 | 多目的ホールA | 880円 | 990円 | 1,210円 |
| 多目的ホールB | 1,320円 | 1,480円 | 1,810円 | 多目的ホールB | 880円 | 990円 | 1,210円 |
| 多目的ホールC | 1,320円 | 1,480円 | 1,810円 | 多目的ホールC | 880円 | 990円 | 1,210円 |
| 会議室 | 1,320円 | 1,480円 | 1,750円 | 会議室 | 880円 | 990円 | 1,210円 |